

国立大学法人広島大学と広島大学消費生活協同組合との間における  
災害時の協力に関する協定

国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）と広島大学消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、大学としての責任を負う立場で、災害時の応急生活物資供給等の協力に関する事項について以下のとおり締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が広島大学災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときに発動する。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、以下に掲げる事項が必要になった場合、乙に対して、協力を要請することができる。

- 一 飲料、食料及び日用品等の供給
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 器具・運搬車両の提供
- 四 災害対策に必要な労務の提供

（協力の期間）

第3条 乙の、前条に規定する協力の期間は7日を限度とする。ただし、甲乙協議のうえ、協力の期間を延長することができる。

（緊急連絡網の構築）

第4条 甲及び乙は、災害時における協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙に災害に関する情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続）

第7条 甲から乙への要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（乙の受諾手続）

第8条 乙は、甲からの要請に協力するときは、文書をもって受諾の回答をするものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第9条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は引渡場所へ職員を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第10条 第2条の規定により乙が供給した飲料，食料及び日用品等の対価については，甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価は，災害時直前における適正価格を基準とし，甲乙協議のうえ決定するものとする。

(在庫状況の報告)

第11条 この協定の万全な実行を期するため，甲は乙に対して，飲料，食料及び日用品等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は，甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は，防災訓練等の実施にあたっては，事前に乙に文書で案内するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため，甲と乙は随時協議を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は，締結の日から有効とし，甲乙いずれからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議のうえ，定めるものとする。

この協定の成立を証するため，本書2通を作成し，双方記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成24年1月25日

甲 東広島市鏡山1丁目3番2号  
国立大学法人広島大学  
学長 浅原利正

乙 東広島市鏡山1丁目4番5号  
広島大学消費生活協同組合  
理事長 河西英通